

ローラー運転の業務に係る特別教育 開催案内

この教育は、ローラーの運転業務の必要資格を取得する国の法律（労働安全衛生法）に基づいた特別教育です。

1. 受講資格

満18才以上の者

2. 講習の日時・場所・締切日

| 会場 | 開催日 | 場所 | 定員 | 締切日 |
|-----------|-------------------------|-------------------------------|-----|--------------|
| 出雲 →締切 | 【学科】 6月24日（金） | 出雲市塩冶善行町2-2 （出雲建設会館） | 50名 | 6月10日 （金） |
| | 【実技】 7月5日（火）以降の指定する日 | 出雲市長浜町659-40 （アユミ工業㈱ 出雲工場） | | |

※実技講習は1班あたり10名程度とし、数日間に分けて実施します。

※締切日前に定員に達したら、申込みを締め切ります。

3. 講習科目及び時間割

| | 科目 | 時間 |
|----|------------------------------------|------------------|
| 学科 | 《第1日》 | |
| | 受付 | 8:30～ |
| | ローラー（安衛則第36条第10号の機械をいう。以下同じ）に関する知識 | 9:00～12:10（3時間） |
| | 昼休憩 | 12:10～13:00（50分） |
| | ローラー（安衛則第36条第10号の機械をいう。以下同じ）に関する知識 | 13:00～14:00（1時間） |
| | ローラーの運転に必要な一般的事項に関する知識 | 14:05～15:05（1時間） |
| | 関係法令 | 15:10～16:10（1時間） |
| 実技 | 《第2日》 | |
| | 受付（午前） | 8:00～ |
| | ローラーの運転方法 | 8:30～12:30（4時間） |
| 実技 | 《第2日》 | |
| | 受付（午後） | 13:00～ |
| | ローラーの運転方法 | 13:30～17:30（4時間） |

4. 受講料(税込)

| 区分 | 講習時間 | 建災防島根県支部 会員 | 建災防島根県支部 非会員 |
|--------------|-------------|-------------|--------------|
| 全科目 (2日間) | 学科6時間 実技4時間 | 19,800円 ※ | 24,200円 |

※建災防島根県支部会員は、講習料の一部(2,200円)と教材費部分(2,200円)を免除しております。

5. 受講申込

以下の書類をそろえて支部または各分会へ申し込みください。

①受講申込書

②年齢が確認できるもの(自動車免許証等)の写し

③受講料

(現金) 申込書等とあわせ窓口にてお支払いください。

(振込) 事前にお振込みいただき、振込の確認ができるもの(写し)を
申込書等に添付してお申し込みください。

振込先

山陰合同銀行 本店営業部 普通 2712572
建設業労働災害防止協会島根県支部

④氏名欄に旧姓を使用した氏名及び通称(以下「旧姓等」という。)の併記の希望がある場合
(修了証には氏名と併せて括弧書きで記載します。)

・旧姓を使用した氏名の場合

戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等

・通称の場合

住民票又はそれに類する証明書

6. 申込キャンセル等について

申込のキャンセル(受講日変更や受講者変更を含む)については、申込締切日までは受付いたします。
なお、申込締切日までにキャンセルの申し出があった場合に限り返金いたします。

7. その他

- ・ 修了者には、修了証を交付します。
- ・ 受講票は発行いたしません。
- ・ 駐車場には限りがありますので、ご協力お願いいたします。

(実技の受講について)

保護帽（ヘルメット）、作業服、安全靴等の準備もお願いいたします。

8. 問い合わせ

建設業労働災害防止協会島根県支部

〒690-0048

島根県松江市西嫁島1-3-17 電話0852-21-9004

9. 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）について

厚生労働省では、受講料の事業主負担が軽減される助成金制度が設けられています。

詳しくは、労働局または、厚生労働省のホームページをご覧ください。

※助成金を申請する場合は、受講申込書の写しが必要です。